学校伝染病等に係る登園に関する意見書

児童名		男 ・ 女
生年月日	平成・令和　　年　　月　　日	歳
保育所名	わんわん保育園	

以下の　1・2・3　のどれかに記入をしてください。

1．　下記の病名のため、登園に問題はないと判断します。

（　病名　：　　）

2．　下記の疾病のため、令和　　年　　月　　日より療養しておりましたが、現在軽快し、集団生活を行うにあたり（ 他児への伝染のおそれはない ・ 本児の体力的に問題はない ）と思われますので、令和　　年　　月　　日**から登園が可能**であると判断しました。

病名 該当する番号に〇をつけてください	①麻疹	⑨流行性耳下腺炎	⑯インフルエンザ（ A・B ）
	②風疹	⑩ヘルパンギーナ	⑰マイコプラズマ感染症
	③水痘	⑪伝染性膿痂疹	⑱RSウイルス感染症
	④百日咳	⑫伝染性紅斑	⑲ヒトメタニューモウイルス感染症
	⑤結核	⑬流行性角結膜炎	⑳腸管出血性大腸菌感染症
	⑥手足口病	⑭咽頭結膜熱	㉑感染性胃腸炎
	⑦溶連菌感染症	⑮アデノウイルス感染症	（ ノロ ・ ロタ ・ アデノ ）
	⑧新型コロナウイルス感染症		
	その他の病名（　　）		

3．　下記のような病状がみられています。
現時点での病名の確定はできず「伝染のおそれなし」と判断できませんので、下記の病状が**軽快するまでは登園は不適切**であると判断します。

（ **病状**　：　　）

＜登園後の注意事項＞

令和　　年　　月　　日

医療機関

医　　師

※　ただし、主治医による意見書を提出していただいた後に、本児が集団生活をすることが困難であると思われた場合や、他児への伝染の危険などが考えられる場合は、“学校保健法第 12 条”および“学校保健法施行規則第22条”により、保育園の判断にて登園を控えていただくことがありますのでご了承ください。

※　回復後、登園初日に直接担任までお渡しください。

各主治医　様

当園では、０～２歳のお子様を多数お預かりしています。抵抗力が弱く、本人も感染者であることは理解できませんので伝染病は容易に拡大いたします。また、十分に回復せずに集団生活に戻り、病状が悪化している子どもも多く見られます。そのため、伝染病による登園基準を“学校保健法”に基づいた第二種・第三種で提示された伝染病のみでなく、第三種の“その他の伝染病”におきましても、明確に定めさせていただくことにいたしました。あくまでも、乳児が多く集団生活をしている当園での指標ですので、各主治医様にご判断いただきたいと思います。ご配慮とご協力をよろしくお願いいたします。

その他の伝染病に関するわんわん保育園での登園の指標

病名	当園での登園基準
手足口病	口腔内の発疹による痛みがあり、食事を食べられない場合は集団生活での活動により著しく体力を消耗してしまうため病気の回復につながりませんので、登園を控えるようお伝えください。
ヘルパンギーナ	解熱し、集団生活ができる体力が回復していれば可能ですが、口腔内の発疹による痛みがあり、食事を食べられない場合は集団生活での活動により著しく体力を消耗してしまうため病気の回復につながりませんので、登園を控えるようお伝えください。
伝染性紅斑	遊んでいる時に一人だけ大人しくしているということはなかなか理解できません。集団で激しく遊んだ場合、症状が再発する危険があり、集団生活をする体力がまだ回復していないときは登園を控えるようお伝えください。
溶連菌感染症	集団生活ができる体力がまだ回復していない場合は登園を控えるようお伝えください。
感染性胃腸炎	園内では６ヶ月未満の乳児も生活しており、感染すると重症化しやすいので、下痢、嘔吐などの症状が治まるまでは登園を控えてください。また、集団生活ができる体力がまだ回復していない場合も登園を控えるようお伝えください。
RSウイルス感染症	園内では６ヶ月未満の乳児も生活していますので、ウイルスを排出する可能性のある期間は登園を控えてください。また、集団生活ができる体力がまだ回復していない場合も登園を控えるようお伝えください。
マイコプラズマ肺炎	遊んでいる時に一人だけ大人しくしているということはなかなか理解できません。集団で激しく遊んだ場合、症状が再発する危険があり、集団生活をする体力がまだ回復していないときは登園を控えるようお伝えください。
突発性発疹	集団生活ができる体力がまだ回復していない場合は登園を控えるようお伝えください。
ウイルス性肝炎（A型）	急性期が終わった後、肝機能が正常になれば登園可能です。
真菌感染症	表在性の感染の場合、本児や他児が患部を触ることがないようご配慮お願いいたします。まだ、「取ってはいけない」ということが理解できませんので、被い等も自分で外してしまうことがあります。また、「患部に触ってはいけない」ということも理解できませんので、患部が容易に露出する可能性のある場合は、登園を控えるようにお伝えください。深在性の場合、伝染のおそれはないと認められ、集団生活ができる体力が回復していれば登園可能です。
ヘルペス	口腔内の発疹による痛みがあり、食事を食べられない場合は集団生活での活動により著しく体力を消耗してしまうため病気の回復につながりませんので、登園を控えるようお伝えください。
伝染性膿痂疹	本児や他児が患部を触ることがないようご配慮お願いいたします。まだ被いを「取ってはいけない」ということが理解できませんので、被い等も自分で外してしまうことがあります。また、「患部に触ってはいけない」ということも理解できませんので、患部が容易に露出する可能性のある場合は、登園を控えるようにお伝えください。また、患部に塗ったお薬が被いからはみ出ていることがよくあります。そういったものが気になる年齢ですので、本児や他児がお薬を触らないように被いをして頂けるようご配慮お願いいたします。
食中毒	集団生活ができる体力がまだ回復していない場合は登園を控えるようお伝えください。
寄生虫	伝染のおそれがなければ登園可能です。
伝染性軟属腫	基本的に登園が可能ですが、掻き壊した場合は覆うようにお伝えください。

※　現在、当園で流行している伝染病につきましては、当園ホームページ　http://www.wanwan.ed.jp の『保健』のページにて確認が可能です。参考にしていただければ幸いです。